（議事）

第五条　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第六条　協議会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において処理する。

（協議会の運営）

第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第二章　政令で定める計画

第八条　法第十九条第一項の政令で定める計画は、次に掲げる計画とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画

二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画

三　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十二条の規定に基づき都道府県が策定する同法第十一条第二項第三号に規定する自立促進計画

四　障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画

五　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十条第一項に規定する予防計画

六　男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項に規定する都道府県男女共同参画計画

七　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第一項に規定する都道府県基本計画

八　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画

九　食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画

十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画

十一　自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十三条第一項に規定する都道府県自殺対策計画

十二　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項に規定する都道府県がん対策推進計画

十三　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

十四　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画

十五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

十六　子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第九条第一項に規定する都道府県計画

十七　アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画

十八　ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第十三条第一項に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

十九　健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第百五号）第十一条第一項に規定する都道府県循環器病対策推進計画

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

2　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同条第十三号中「第九十九条第十号」を「第九十九条第十一号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針（第九十九条第一号において「成育医療等基本方針」という。）の策定及び推進に関すること。

第九十九条中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第九号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約

日本国及びエクアドル共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁(あさ)りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2　この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3　この条約は、第九条2、第十九条、第二十条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十七条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。